景観

第1回 設計者が考える景 観 づくりワークショップ

要旨

日時 平成 24 年 8 月 28 日 (火)

18 時~20 時

場所 建築士会館3階

1 開会(挨拶:都市整備課中西課長)

平成 23 年に策定された景観計画により、和歌山城周辺地区以外は 1,000 ㎡超の建築行為が届出対象となっています。ただし、景観は条例や計画があればよくなっていくというわけではありません。「景観をつくっていく」ことに対する意識が、設計者のみなさんの仕事を通じて、市民に伝わっていき、そしてまちなみが良くなることを期待しています。

景観形成を進めていくときの基準になるものとして、景観ガイドラインを今年度作成することにしました。みなさんが施主と話合いをするときの材料となり、また考え方を参照できるものにしたいと考えています。このワークショップの成果をガイドラインの内容に生かし、またこの場を通じて景観形成に対する考え方などをさらに深く理解していただければと思っています。よろしくお願いします。

2 ワークショップの進め方について

資料1を用いて、本ワークショップ開催の目的と進め方の概要の説明があった。

3 基調講演 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 若本和仁先生

若本先生から、これまで景観アドバイザーのご経験から、景観づくりの歴史や考え方、アドバイスの 現場でのお話をしていただいた。

「景観づくりのススメ」

〇「景観」について

そもそも、景観とは何なのか、その現在の位置づけについて簡単にご説明します。景観の歴史はそう 古くありません。

1960 年に、歴史的まちなみの保全が京都や奈良、鎌倉などの古都で行われ、伝統的建造物群保存地区などの法律が整備されました。1970 年代には、神戸や横浜などの先進的な都市で一般市街地のまちづくりの中で景観条例などが制定されました。その後、より一般的な取組として広がりました。そこには、開発圧力の高い都市部での開発をめぐるトラブルが発生していたという側面もありました。1990年代はまだバブル経済期で、1991年にはあしべ橋の訴訟がありました。景観は定量的に示せないし、その考え方や扱いに困った時代でした。また京都では、JR京都駅の設計コンペで景観論争あり、市民の対案なども発表され景観への機運が高まった時期です。2001年には国立のマンション訴訟が発生し、その中で景観利益というものが認められました。そして2003年に景観法が制定されました。2000年代後半には鞆の浦で埋立等の差し止めがあり、芦屋市マンション計画の不認定なども起こりました。ここ20年の間に、景観が一般に広く認知されてきたわけです。

○景観とは何か~市民の感覚~

以前、建築協定が住宅地の環境に、いかに貢献しているかという テーマの市民主催の話し合いに参加したことがあります。参加者に は地元の不動産業の方がいて、景観は住宅の価値に影響していない のではないかという意見でした。市民からも、景観についてのルー ルがどう役に立っているかわからないという意見がありました。



街路樹一本についても、住民の意見は分かれます。落葉の害がひ

どいので切ってしまえという人もいれば、掃除すればいいという人もいます。

開発の案件では、現在の緑を守るために景観条例でなんとかしてほしいというクレームが周辺の市民から寄せられることがあります。開発事業者としては、敷地を自由に使う権利があると主張します。プロとして景観とどう向き合っていくのかが問われます。

○景観とは何か~運用の現場から~

建築行為の届出手続きでは、地域の景観の特徴や設計上の工夫を書類に書いてもらうことが多くあります。中には、「雑然とした特徴のない地域である」「壁面は健康的でさわやかな色使いとした」「施主の要望で・・・」などと書かれている場合があります。景観を表現する言葉としては適切ではないと思います。一方で、一見適切な内容であっても、毎回どんな場所でも同じ表現を使い回す人もいるようです。周辺の景観を自分の目でちゃんと読み解き、自分の言葉で表現してもらいたいといつも思います。

届出図書には図面が添付されますが、そこには、周りから「どのように見えるのか」を意識して、様々な要素を書き込むことが大切です。景観にとっては、付帯設備や植栽、法面の見え方、場合によっては 隣接地の建物なども重要な要素となります。省略せず表現するよう注意してください。

以上のことは、より良いデザインを目指す設計者が、当たり前のこととして行っていることだと思います。景観条例があるので何か違うことをするというのではなく、丁寧な設計が重要だと思います。

デザインの届出であるため、前例のないようなものが出てくることもあります。それに対して、庁内で取扱ルールを作成して、それに案件をあてはめるという手順で処理しようとする市町村もあります。いくつのルールを作るつもりなのかと心配になることがあります。逆に、定量的な基準はすべてクリアしていても、景観上おかしいと感じる場合もあります。

ルールを守ることは当然ですが、ルールに書ききれない部分の運用も大切だと思います。それについては、これから和歌山らしい方法を検討していだきたいと思います。

届出制度のある自治体では、景観アドバイザーを置くことがあり、私もいくつかの市町村で景観アドバイザーをさせてもらっています。アドバイザーは、地域におけるその敷地や周辺エリアの位置づけ、公共的な空間からの敷地の見えかた、背景となる風景との調和、周辺の建物や自然との調和、などに着目します。届出関係書類は設計の最終に近い段階で提出されるため、大きくは変えられない場合も多いのですが、それでも、建物配置を最初に確認します。これまで何件も対応するうちに、より多くの視点から合理的と判断できる配置計画は、景観上も合理的であると実感しています。

その他、景観上重要になるのは、人に近い場所にある外構やごみ置き場です。アドバイスも、ここに関するものが多くなります。また、緑については、個別の敷地だけでなく、周りの土地との関係が重要です。例えば、隣接地の緑とつながれば、まちに連続した緑が生まれるので、ぜひ「街並みづくりに参加してください」とお願いしています。

最近では相談に来られる設計者から、「もう一工夫したいが施主にどう伝えればいいか」という相談を 受けるケースも出てきました。意識の高まりを感じ、嬉しく思っています。

○景観とは何か~某市景観計画見直しの議論から~

かつての景観まちづくりは、文化的側面から行われていましたが、最近では「まちづくり」に力が入



れられています。「マスタープラン型」(基準を決めて従わせる)より、「ガイドライン型」(考え方を示していいものをつくってもらう)のやり方にシフトしています。マスタープラン型ではこれまで、絵に描いた餅になるという批判がありました。ガイドライン型だと、仕組みやプロセスの設計が重要になります。

全国各地で町家のリノベーションが行われていますが、このように「同好会的」な楽しみ方で、市民による景観づくり・まちづくりが進んでいっています。ある意味、市民が中心で、行政がそこに参

加させてもらっているという形と言えます。

○景観づくりのススメ

建物のデザインをされる時はまず、場所の特徴を具体的かつ合理的にとらえてもらいたいと思います。 どうして現在その景観になっているのか、みなさん自身の言葉で掘り下げてください。なんとなくいい と思ったから、ではなく、景観の視点から「説明可能な」デザインを行うよう心掛けてください。

また、景観づくりの目的に立ち返ることは重要です。ただし、目的は一つではありません。バランスよく、色々な面からデザインを検討してください。

こうやって、質の高いデザインが周辺と関係性を築きながら一つひとつ集積することにより、良好な 景観が生み出されていきます。

Oおわりに

最後に、私にとって印象的なフレーズをご紹介します。「技術の翻訳/場所の翻訳/歴史の翻訳」。雑誌の中で、建築家の内藤廣氏がデザインを土木関係者に説明するときに使用するフレーズとして紹介されていました。「素晴らしい技術をわかってもらうには、それにふさわしいデザインが必要である。次に、常に固有の場所に建設される建築物や土木構造物には、その場所にふさわしいデザインが必要である。さらに、背景にある歴史等を表現できれば、すばらしいデザインとなる。」といった意味で使われるそうです。景観づくりにも通じると思います。

今日は、これから和歌山市で景観づくりが本格化されていくにあたり、設計者としてどういうことを していくことになるのか、それを紹介させていただきました。

4 意見交換

若本先生から、次のような話し合いのテーマのご提案をいただいた。

(景観について)

- 景観づくりの必要性、重要性はどのように説明できるか
- 最初に紹介したディベロッパーの話について:ディベロッパーに対して、景観の価値をどの

ように説明できるか

- 施主の要望を実現すると、景観上まずいという場合、どのように対処するか
- 景観上の工夫を施主が喜んで受け入れるような表現方法は、どのようなものか

(設計者としての役割)

- 景観づくりでの設計者、行政、市民、事業者の役割
- 職能人としてできることは何か。
- 和歌山にふさわしい、和歌山式の景観づくりとは。こだわるべきこと、和歌山ならではの景 観は

〇意見交換、質疑応答

○景観アドバイザーとはどのような役割を担っているのか?

●建築や開発行為に対する指導を行う行政にアドバイスする 立場であり、条例等で位置づけされていることが多い。和歌山 市の場合は、専門家への委嘱という形で景観アドバイザーによ る助言が行われている。



○景観計画・条例の範囲は市全域なのか?(広すぎる気がする)

●基本的に、人の目に触れるところはすべて景観と考えられるので、市全域を対象としている。

〇景観条例を意識啓発のきっかけになってほしいと期待している。これを機に、住宅を大量に開発 している人たちにも、まちなみのことを意識してほしい。

〇ルールが厳しすぎるとデザインのしがいがない。

- ●いいデザインはちゃんと評価するようにしておくことが大切。いいものをつくろうというモチベーションにもつながっていく。ルールを守る中でデザインを磨いて、新しい中にも「和歌山らしさ」を見出していけるというのが望ましい。
- 〇景観形成を促進するためには、ルールを用意するだけではなく、補助金などのメニューも充実するべきではないか。
- ●景観づくりの目標にしても、補助のメニューにしても、防災とからめるなど複合的なテーマとして取り組んで行くという視点が重要。別のテーマをきっかけとして景観づくりにも取り組み始める、という進め方も良い。

○倉庫も工作物も届出対象になるというのは、違和感がある。あれが「景観」と関係があるのか。

●景観のための届出は、本来はすべての規模を対象とするものだと考えている。それに、プラント や倉庫は規模が大きく、形状も一般の建物とは異なることが多いため、実は目立つ要素である。十 分に配置や色彩を工夫して、周りに溶け込むようにする必要がある。

5 次回ワークショップの説明

次回は、9月24日(月)午後6時から、同じ場所で実施する。ご参加お願い申し上げます。

以 上